

第74回定時株主総会 招集ご通知

日
時

2022年6月22日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場
所

東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階（北斎）

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、極力、当日のご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

また、お土産につきましては、接触感染防止のため中止とさせていただきます。

以上、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第74回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 5 |
| 事業報告 | 22 |
| 連結計算書類 | 41 |
| 計算書類 | 43 |
| 監査報告 | 45 |



株 主 各 位

東京都中央区晴海二丁目5番24号

株式会社 **ピーエス三菱**

代表取締役社長 森 拓也

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染のリスクを避けるために、極力、当日のご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。なお、書面またはインターネットによる議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
第一ホテル両国 5階（北斎）
※会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご高覧の上、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 重複行使の取扱いについて

書面およびインターネットにより、重複して議決権を行使された場合には、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.psmic.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお、監査役が監査した事業報告、ならびに監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している上記①、②および③となります。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

本総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた当社の対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、当社の対応につきまして、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・本総会は、総会時間を極力短縮できるように取り組みます。
- ・登壇役員と運営スタッフは、マスクを着用いたします。
- ・受付および総会会場内においてアルコール消毒液を設置いたします。
- ・接触感染のリスクを減らすため、本総会はお土産の配布を中止いたします。
- ・当社事業内容をご理解いただくための展示ブースの設置を中止いたします。
- ・受付前において、株主様の体温測定を実施いたします。
- ・体温測定により37.5度以上の発熱が確認された株主様、咳など体調不良と見受けられる株主様、またはマスクの着用にご協力いただけない株主様につきましては、総会会場への入場をお断りし、または退場していただくことがございます。
- ・会場の座席は、間隔を空けて配置いたします。
- ・上記により配置できる座席数が例年より減少するため、入場制限をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 株主様へのお願い

- ・本総会におきましては、感染のリスクを避けるために、極力、当日のご出席をお控えいただき、インターネットまたは書面による議決権行使をお願い申し上げます。
- ・総会当日に、体調の優れない株主様におかれましては、本総会のご出席を見合わせることに ついて、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

3. ご来場いただける株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用および会場内に設置されたアルコール消毒液の使用などの感染防止について、ご協力をお願い申し上げます。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

今後の状況により、本総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.psmic.co.jp>) にてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

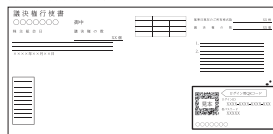
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」からアクセスいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」を入力せずにログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

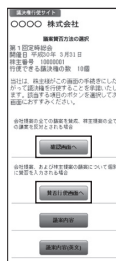
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

議決権行使書用紙



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法を選択してください。



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください

セキュリティの観点からQRコードでの議決権行使は1回限りとなります。
再度、議決権を行使される場合には、
下記の方法にてお手続きください。

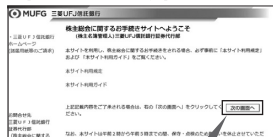
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

パソコン等の場合 ログインID・パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

パソコンまたはスマートフォンから下記ウェブサイトへアクセスしてください。

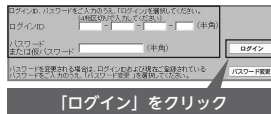
議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



「次の画面へ」をクリック

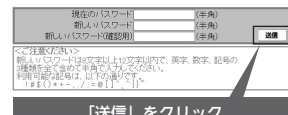
2. 「ログインID」および 「仮パスワード」を入力する

議決権行使書用紙の右下に記載されているログインIDおよび仮パスワードを入力してください。



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認用)」 の両方に入力する



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください

- インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

議決権行使期限

2022年6月21日(火曜日) 午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
☎ 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する配当政策を最重要課題の一つとして位置づけており、健全な経営基盤を維持するため、内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。また、当社グループは、「中期経営計画2019（2019年度～2021年度）」を策定しており、計画期間における配当性向につきましては、25%から30%を目指すこととしております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき 金30円 総額1,421,881,770円

期末配当につきましては、「中期経営計画2019（2019年度～2021年度）」の株主還元策および当期業績の利益増加等を総合的に勘案いたしまして、1株当たり30円といたしたいと存じます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月23日

【ご参考：1株当たりの配当金推移】

| | 第72期 (2019年度) | 第73期 (2020年度) | 第74期 当連結会計年度 (2021年度) | 第75期 (2022年度) |
|-------------------------|-------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 配当金 (普通配当) (特別配当) | 20円 (20円) — | 26円 (20円) (6円) | 30円 (30円) — | 30円 (予想) (30円 (予想)) — |
| 配当性向 | 29.0% | 21.6% | 30.8% | 43.6% (予想) |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 業務効率向上のため、現行定款第2条（本店の所在地）所定の本店所在地を、東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、2022年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則第1条で規定するものであります。また、本附則は、本店移転日の経過後にこれを削除するものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条を以下のとおり変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行定款第15条の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則第2条を設けるものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第22条第1項を変更し、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則第3条を設けるものであります。また、本附則は、2023年3月末に終了する事業年度に関する定時株主総会終結後にこれを削除するものといたします。
- (4) 災害等の不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると判断される場合においても、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案のとおり現行定款第48条（期末配当金）および第49条（中間配当金）を変更し、さらに第51条（剰余金の配当の基準日）を新設し、その他所要の変更を行うものであります。なお、本変更は、変更の効力が生じた後においても、株主総会において剰余金の配当金等を決議することができる内容としており、期末配当については、原則、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される不測の事態に限り、取締役会の決議によるものとします。

- (5) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけではなく、執行役員からも社長を選出できるように現行定款第23条（代表取締役および役付取締役）の変更および第32条（執行役員）の新設を行うとともに、これに関連して、株主総会等の招集権者および議長を定める現行定款第14条（招集権者および議長）および第24条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。
- (6) 上記条文の新設および削除に伴い、現行定款の条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(本店の所在地) 第2条 本社は本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>② 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示</p> | <p>(本店の所在地) 第2条 本社は本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集する。</u></p> <p>② 株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が議長となる。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|--|--|
| <p><u>をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 本社は、取締役会の決議によって<u>取締役社長1名を選定し、必要あるときは取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定</u></p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 本社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 本社は、取締役会の決議によって<u>取締役会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|--|--|
| <p>することができる。</p> <p>② 取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>③ 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第32条～第47条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 本会社は、株主総会の決議によって、<u>毎年3月31日最終の株主名簿に記載</u></p> | <p>② 取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>③ 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第32条 <u>本会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第33条～第48条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当)</p> <p>第49条 本会社は、株主総会の決議によって、<u>期末配当を行うことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|--|---|
| <p>または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> | <p>② 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項については、災害等の不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると取締役会が判断した場合に、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> |
| <p>(中間配当金)</p> | <p>(中間配当)</p> |
| <p>第49条 本会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> | <p>第50条 本会社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第51条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> |
| <p>第50条（条文省略）</p> | <p>第52条（現行どおり）</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>附 則</p> <p>第1条（本店所在地変更の効力発生日）</p> <p>定款第2条（本店の所在地）の変更は、2022年度中に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本条の規定は</p> |

| 現 行 定 款 | 定 款 変 更 案 |
|---------|--|
| (新設) | <p><u>本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |
| (新設) | <p><u>第3条 (取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p><u>定款第22条の規定にかかわらず、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本条の規定は、当該期日経過後にこれを削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって取締役小山靖志氏が辞任により退任いたしますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、佐々木晋氏は、退任取締役の補欠として選任される取締役でありますので、その任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数 | 略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況 |
|--|--|
| さ さ き すすむ 佐々木 晋 (1962年2月25日生) 〈新任〉 〇株 | 1985年4月 三菱金属株式会社(現三菱マテリアル株式会社)入社 2011年6月 同社経理・財務部門経理室長 2012年6月 同社経理・財務部門財務室長 2013年4月 同社経営戦略部門経営企画部長 2016年4月 同社執行役員 経営戦略部門経営企画部長 2018年6月 同社常務執行役員 経営戦略本部長 2019年4月 同社常務執行役員 ガバナンス統括本部長 2019年6月 同社執行役常務 ガバナンス統括本部長 2020年4月 同社執行役常務 ガバナンス統括本部長 アルミ事業・関連事業関係担当 2021年4月 米国三菱セメント社 取締役CEO 2021年4月 MCCデベロップメント社 取締役社長CEO 2021年10月 ロバートソン・レディ・ミックス社 社長CEO 2022年4月 当社常務執行役員 管理本部長(現在に至る) |
| 【取締役候補者とした理由】 佐々木晋氏は、国内上場企業における経理・財務、経営企画およびガバナンスに関する豊富な経験・実績・見識を有するとともに、海外企業の経営者としての経験も有していることから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。 | |

- (注) 1. 佐々木晋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険を締結しております。当該保険契約の内容の概要等は、本招集ご通知34頁に記載のとおりであります。佐々木晋氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役正木慎一氏が任期満了となりますので、これに伴い監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数 | 略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況 |
|--|--|
| <p>こ やま やす し 小山靖志 (1957年11月8日生) 〈新任〉 8,882株</p> | <p>1980年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 2005年11月 同社関連事業室副事業室長 2007年4月 当社社長室長付 2007年7月 当社社長室関連事業部長 2009年6月 三菱マテリアル株式会社セメント事業カンパニー 管理統括部グループ会社管理部長 2011年6月 同社関連事業室長 2014年9月 当社執行役員 管理本部長・CSR担当 2016年4月 当社執行役員 管理本部長 2016年6月 当社取締役 執行役員 管理本部長 2018年4月 当社取締役 常務執行役員 管理本部長 2022年4月 当社取締役（現在に至る）</p> |
| <p>【監査役候補者とした理由】 小山靖志氏は、財務・会計・法務・グループ事業戦略等、管理部門に関する豊富な経験・実績・見識を有するとともに、コンプライアンスの強化等に努めてきた経験を有しております。主に取締役および執行役員として当社の事業運営にも精通しており、幅広い観点から取締役の職務執行を監査いただけるものと判断し、監査役候補者としております。</p> | |

- (注) 1. 小山靖志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。
3. 小山靖志氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険を締結しております。当該保険契約の内容の概要等は、本招集ご通知34頁に記載のとおりであります。小山靖志氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 小山靖志氏が選任された場合には、本定時株主総会終了後に開催される監査役会において、常勤監査役として選定される予定であります。

【ご参考：スキルマトリックス】

当社の取締役会は、企業経営、法務・内部統制、財務・会計、グローバル、業界知見、技術開発・DX、環境・安全・品質の各分野において豊富な経験・優れた知見を有する方を選任することとしており、人財のバランス、多様性および適切な規模となるように配慮しております。この考え方を踏まえ、取締役および監査役が備えるべき各分野を一覧化した「スキルマトリックス」に照らし、豊富な経験・優れた知見を保有する取締役・監査役をバランスよく備え、多様性を確保しております。

なお、第3号議案および第4号議案が原案のとおり承認可決された場合の各取締役および各監査役のスキルは以下のとおりです。

| 氏名 | 地位 | 企画経営 | 法務・ 内部統制、 財務・会計 | グローバル | 業界知見 ※ | 技術開発・ DX | 環境・ 安全・ 品質 |
|-------|--------------|------|-----------------------|-------|-----------|-------------|------------------|
| 森 拓也 | 代表取締役 社長 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 蔵本 修 | 代表取締役 副社長 | ○ | | ○ | ○ | | |
| 居村 昇 | 代表取締役 | ○ | ○ | | ○ | | |
| 三島 康造 | 取締役 | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 佐々木 晋 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 佐野 裕一 | 社外取締役 | ○ | | ○ | ○ | | |
| 中野 幸正 | 社外取締役 | ○ | | | ○ | | |
| 加藤 秀樹 | 社外取締役 | ○ | ○ | | ○ | | |
| 保坂美江子 | 社外取締役 | | ○ | ○ | | | |
| 朝倉 浩 | 社外監査役 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 水嶋 一樹 | 社外監査役 | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 小山 靖志 | 監査役 | ○ | ○ | | ○ | | ○ |

※土木・建築・不動産・関連領域の事業推進のために必要な知見

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の一部改定の件

本議案は、2016年6月28日開催の第68回定時株主総会においてご承認いただきました業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、当社を取り巻く経営環境が急速に変化する中で、経営の執行と監督の分離を強化し、取締役の役割をさらに反映した報酬制度とするため、本制度の一部を改定いたしたく、改定後の本制度につきご承認をお願いするものであります。なお、その他の内容に変更はありません。また、本議案は、2019年6月19日開催の第71回定時株主総会においてご承認いただきました取締役に対する報酬枠（年額3億5,000万円以内）とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。

【改定内容】

1. 経営の執行と監督の分離を強化するため、非業務執行取締役を本制度の対象外とします。本制度の対象者を、取締役および当社と契約を締結している執行役員（社外取締役を除く。）から、取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。以下「取締役等」という。）に改定します。
2. 業務執行取締役の執行期間と整合性を図るため、本制度の取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）の職務執行期間を、対象期間中の定時株主総会から翌年の定時株主総会までの各期間から、対象期間中の各事業年度に改定します。

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、本議案をご承認いただくことを条件として当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は本株主総会の招集ご通知34頁～38頁に記載のとおりですが、本議案は、役員報酬制度と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、当該方針に沿った内容であることから、相当であると考えております。なお、当社は、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、委員の過半数を独立社外取締役および独立社外監査役で構成する報酬諮問委員会を設置しており、本制度の継続および一部改定については、報酬諮問委員会の審議を経ております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役1名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと5名（社外取締役4名を除く）となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は、第3号議案が原案のとおり承認可決されますと9名となります。）、本制度に基づく報酬には、取締役を兼務しない執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記(2)に定義される。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1)改定後の本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です（詳細は(2)以降のとおり。）。

| | |
|---|--|
| ①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者 | ・当社の取締役および当社と委任契約を締結している執行役員（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。） |
| ②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響 | |
| 当社が拠出する金員の上限 （下記(2)のとおり。） | ・3事業年度を対象として、合計3億5,000万円 |
| 取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法 （下記(2)および(3)のとおり。） | ・信託期間中、1事業年度当たり、取締役等に付与される付与ポイント数の上限は210,000ポイントであり、当該ポイントに相当する当社株式の数の発行済株式の総数（2022年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.44% ・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない |
| ③業績達成条件の内容 （下記(3)のとおり。） | ・毎事業年度の会社業績指数（連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等）の中期経営計画に対する達成度に応じて変動（0～125%の範囲で決定） |
| ④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （下記(4)のとおり。） | ・退任後 |

(2)当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計3億5,000万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中毎年、取締役等に付与ポイント（下記(3)に定める。）の付与を行い、取締役等の退任後（取締役等が死亡した場合は死亡後。以下同じ）に付与ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計3億5,000万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は3億5,000万円の範囲内とします。

(3)取締役等が取得する当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）は、以下に定める累積ポイント数に基づき、定まります。なお、1ポイント＝1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

取締役等には、信託期間中の毎年6月に、役員ごとにあらかじめ定められた、以下の算定式で計算される基本ポイントに同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与ポイントとして付与されます。

付与ポイントは各事業年度における中期経営計画の目標値に対する業績達成度に応じて、基本ポイントの0～125%の範囲で変動します。業績達成度を評価する指標は、連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等とします。業績達成度を評価する指標に連結業績数値を採用することにより、当社グループ全体の業績向上を目指すインセンティブとします。

なお、信託期間中の事業年度の途中で退任した取締役等（定時株主総会をもって退任する取締役を除く。）には、当該事業年度にかかる付与ポイントとして、当該事業年度における退任までの在任期間に応じた基本ポイントがその時点で付与されます（業績連動係数の乗算は行わない。）。定時株主総会をもって退任する取締役に対しては、当該定時株主総会の開催日の直前の事業年度にかかる基本ポイントに当該事業年度における業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイントが付与されます。

（基本ポイントの算定式）

役員別に定める基本金額 ÷ 対象期間の開始する事業年度の8月の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値（小数点以下の端数は切り捨て）

（付与ポイントの算定式）

基本ポイント × 業績連動係数

受益者要件を充足する者には、本信託から、累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

本信託の信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり210,000ポイントを上限とします。この付与ポイント総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、当社は1ポイントあたりに交付等される当社株式等の数（換価処分の対象となる株式数を含む。）および取締役等に付与される付与ポイント総数の上限を調整します。

(4)取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任後（死亡時を除く。）（※）に、上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイントの70%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足した取締役等が死亡した場合、死亡後に上記(3)に基づき算出される累積ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

※事業年度末で執行役員を退任した非業務執行取締役については非業務執行取締役の退任後（死亡時を除く。）。この場合、執行役員退任後の期間についてはポイントを付与しない。

(5)本信託内の当社株式に関する議決権

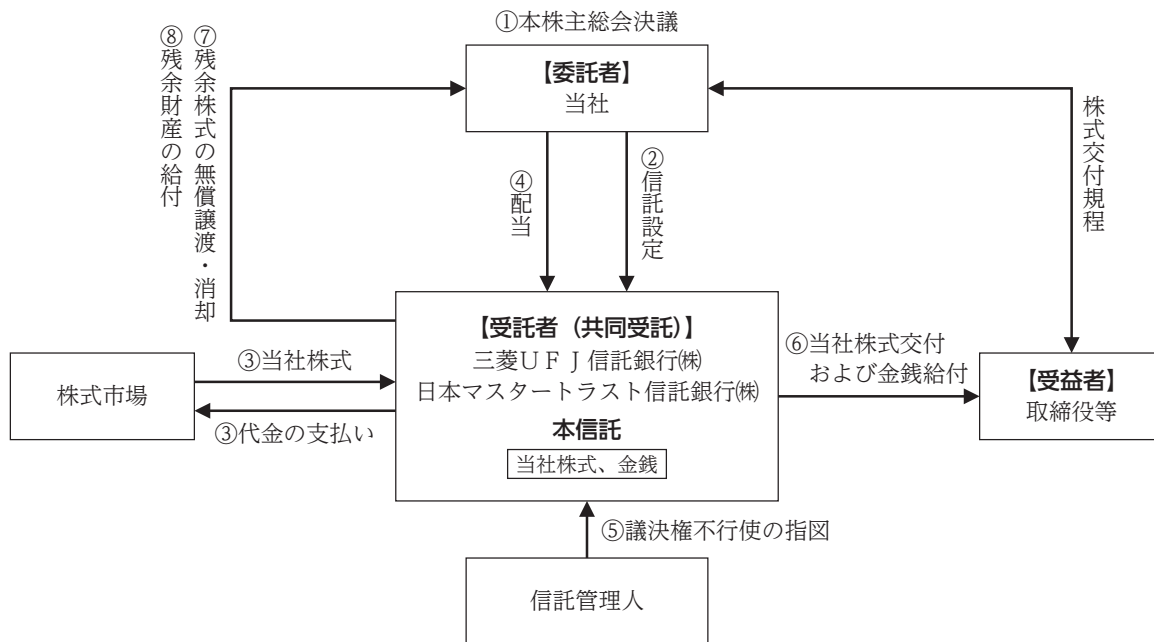
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(6)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考：2022年5月12日付プレスリリース「業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ」からの抜粋)

【本制度の概要】



- ①当社は、本株主総会において本制度の改定内容に関して決議を得ます。
- ②当社は、本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）の期間を延長します。
- ③本信託は、信託管理人の指図に従い、信託内の金銭（②で追加信託された金銭を含む。）を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ④本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥信託期間中、株式交付規程の定めに従い、各事業年度における業績等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等は、取締役等の退任後に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当社株式については、株式交付規程の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦信託期間中の各事業年度の業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められる累積ポイント数に相当する当社株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

【信託契約の内容】

- | | |
|---------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2016年8月8日 |

- | | |
|-------------|---|
| ⑧ 信託の期間 | 2016年8月8日～2022年10月末日（2022年8月8日付の信託契約の変更により2025年10月末日まで延長予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2016年9月1日 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 3億5,000万円（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の追加取得時期 | 2022年8月12日（予定）～2022年10月末日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として制約された経済活動を余儀なくされてきました。緊急事態宣言が断続的に発出され、個人消費や設備投資は一進一退となり、景気の回復は前年度に比べて鈍化しました。ワクチン接種や病床使用率の低下、生活様式の変化により、以前のような大きな混乱には至らないものの、ロシア・ウクライナ情勢により、原油等の燃料や穀物・材木等が高騰しており、感染症拡大前の景気まで回復するには今しばらく時間を要するものと思われま

す。当社グループが属する建設業においては、防災・減災対策や老朽化対策などインフラ整備等の公共建設投資は底堅い状況ですが、民間の設備投資等では、熾烈な価格競争になっております。加えて、深刻な建設産業就労人口の減少という大きな課題を抱えており、ワークライフバランスの推進やICTの活用などの対応を進めておりますが、依然として建設産業の見通しは大変不透明な状況にあります。

このような経済状況下において、当社は「中期経営計画2019（2019年度～2021年度）」の基本方針に基づき、収益基盤の強化と事業領域の拡大を目指してまいりました。土木事業においては、成長分野である大規模更新・修繕工事を新設橋梁工事と並ぶ主力事業として積算精度の向上や施工技術の改善を進め、建築事業においては、PC技術を核とした元請、設計施工案件の拡大、あるいは効率的なエリア展開を進めることで、受注の強化や収益力の向上に取り組んでまいりました。

また、収益源の多様化に向けた不動産事業への展開強化や、IoT、ICTの活用により働き方改革を進め、業務効率の向上に努めてまいりました。

当社グループの2021年度の業績は、受注については、建築事業が前期を大きく下回り、1,125億88百万円（前期1,264億7百万円 前期比10.9%減）となりました。連結売上高につきましては、手持ち工事の進捗が想定を下回ったことにより、1,096億39百万円（前期1,172億19百万円 前期比6.5%減）となりました。損益の状況につきましては、売上総利益率が減少したことにより、連結営業利益66億18百万円（前期83億96百万円 前期比21.2%減）、連結経常利益66億47百万円（前期84億22百万円 前期比21.1%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、45億39百万円（前期55億92百万円 前期比18.8%減）となりました。配当につきましては、業績ならびに財務体質安定化等を勘案し、普通株式1株につき30円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただきます。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

企業集団の受注実績は次のとおりであります。

| 区 分 | 前連結会計年度(百万円) | 当連結会計年度(百万円) | 増減(△)率 |
|---------|--------------|--------------|--------|
| 土木事業 | 80,221 | 77,799 | △3.0% |
| 建築事業 | 43,887 | 32,859 | △25.1% |
| 製造事業 | 1,529 | 1,374 | △10.1% |
| その他兼業事業 | 768 | 554 | △27.9% |
| 合 計 | 126,407 | 112,588 | △10.9% |

(注) 土木事業および建築事業には当社単独の製品(工事中用部材)受注額を含んでおります。

企業集団の売上実績は次のとおりであります。

| 区 分 | 前連結会計年度(百万円) | 当連結会計年度(百万円) | 増減(△)率 |
|---------|--------------|--------------|--------|
| 土木事業 | 73,916 | 67,550 | △8.6% |
| 建築事業 | 41,005 | 40,160 | △2.1% |
| 製造事業 | 1,529 | 1,374 | △10.1% |
| その他兼業事業 | 768 | 554 | △27.9% |
| 合 計 | 117,219 | 109,639 | △6.5% |

(注) 当社および連結子会社では、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載しておりません。

当社の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分 | 前期繰越高 | 当期受注高 | 当期売上高 | 次期繰越高 | |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 建設事業 | 土木工事 | 87,690 | 68,765 | 57,490 | 98,965 |
| | 建築工事 | 42,112 | 30,832 | 39,743 | 33,201 |
| | 工事計 | 129,802 | 99,598 | 97,234 | 132,166 |
| | 製品 | 1,218 | 2,494 | 1,126 | 2,586 |
| | 計 | 131,021 | 102,092 | 98,360 | 134,753 |
| そ兼事 の 他業業 | 不動産事業 | 16 | 268 | 268 | 16 |
| 合 計 | 131,038 | 102,360 | 98,628 | 134,769 | |

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は16億9百万円であり、その主なものは工場・機材センターの設備更新3億25百万円、賃貸用建物2億52百万円、リース資産としてIT機器更新1億39百万円です。

③ 資金調達の状況

当社グループの資金として当社は、運転資金の調達手段として当座貸越契約およびシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約の他、長期借入契約を締結しております。当連結会計年度末においてデリバティブ取引は行っていません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分 | 第71期 (2018年度) | 第72期 (2019年度) | 第73期 (2020年度) | 第74期 (当連結会計年度) (2021年度) |
|------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 受 注 高 (百万円) | 133,451 | 117,003 | 126,407 | 112,588 |
| 売 上 高 (百万円) | 110,279 | 105,744 | 117,219 | 109,639 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 8,789 | 4,897 | 8,422 | 6,647 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 7,918 | 3,214 | 5,592 | 4,539 |
| 1株当たり親会社株主 に帰属する当期純利益 (円) | 169.17 | 68.99 | 120.18 | 97.26 |
| 総 資 産 (百万円) | 90,196 | 88,282 | 95,423 | 93,100 |
| 純 資 産 (百万円) | 35,441 | 36,732 | 42,216 | 45,533 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当 社 の 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|------------------|-------|--------------------|----------------|
| 株式会社ニューテック康和 | 90百万円 | 100.0% | 構造物の維持・補修 |
| 株式会社ピーエスケー | 90百万円 | 100.0% | 土木建築用機材の賃貸 |
| ピー・エス・コンクリート株式会社 | 90百万円 | 100.0% | コンクリート製品の製造、販売 |

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2019年5月に「中期経営計画2019（2019年度～2021年度）」を策定し、その実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。計画期間の殆どがウィズコロナとなる厳しい外部環境の下、収益力の強化は図れた一方で、成長分野であるPC建築や海外を含めた事業規模の拡大については、やや停滞したような結果となりました。

当社を取り巻く事業環境としては、コロナ禍で中断されていた民間設備投資の再開への期待感がありましたが、再開と同時に熾烈な受注競争が始まり、当年度後半には高騰する資材価格の影響が深刻なコスト高の懸念材料となっております。一方、土木事業では国土強靱化対策やインフラ設備の老朽化に伴う維持修繕工事が最盛期を迎えており、公共工事の発注量は引き続き高水準で推移していくことが期待されます。新設から維持修繕への質的变化で大きな転換期を迎えている中、労働人口の減少や多様な働き方といった社会情勢への対応或いは地球環境に対する企業の取り組みの強化は今後益々強く求められるものと予想されます。

斯かる事業環境を鑑み、当社グループでは長期的な経営ビジョンを見直し、その実現に向けた「中期経営計画2022」を策定しました。環境や社会の変化を経営の重要課題に掲げ、当社グループとして持続可能な社会の実現に貢献できるよう事業活動に取り組んでまいります。

●中期経営計画2022（2022年度～2024年度）の概要

①長期経営ビジョン

『プレストレストコンクリート技術の先駆者としてさらなる進化と新技術への飽くなきチャレンジで、地球にやさしく、安全で快適な社会の実現に貢献する。』

- | | | | | | |
|-----|---------------|------|----|-------------|------|
| I | いいものを作り続ける | 【信頼】 | II | 成長分野をリードする | 【成長】 |
| III | 新しいフィールドへ挑戦する | 【挑戦】 | IV | グループの強みを活かす | 【連携】 |

【連結数値目標】2030年度

受注・売上規模1,500億円、営業利益率8.0%以上を目指す

環境に特化した「THE GREEN VISION」を策定し、2030年度に向けて積極的に環境活動を展開。『「つよさ」と「やさしさ」を兼ね備えた建設技術を追求し、人と地球が共正する持続可能な未来を実現する。』

②中期経営計画2022のテーマ

『環境に配慮した事業活動を推進し、成長分野における収益力を強化するため、建設DXの推進と多様な人財活用により生産性を進化させる。』

※成長分野とは、大規模更新工事、PC建築、メンテナンス、海外を指します。

③基本方針

- ◆社会・環境課題の解決を事業機会とし成長を実現させる
- ◆カーボンニュートラルの推進と新技術開発を追求する
- ◆DXを活用した業務改革を推進する
- ◆事業環境変化や新技術に対応した人財育成と外部連携を強化する

④資本政策・経営指標

◆資本政策（最終年度）

- ・営業利益率 6.0%以上
- ・R O E 10.5%以上
- ・R O A 7.5%以上

◆財務の健全性（単年度）

- ・自己資本比率 40%以上
- ・D E レ シ オ 0.30倍以下

◆投資計画（3ヵ年合計100億円）

- ・設備投資 機材・工場設備等の更新、工場のオートメーション化等…………… 40億円
- ・研究開発 PSMAX、試験研究の推進…………… 20億円
- ・人財 人財育成研修、福利厚生の実施、人財確保（採用活動強化）…………… 15億円
- ・不動産 ストック事業の促進…………… 25億円

◆株主還元（単年度）

- ・配当性向 40%以上

当社グループ全体で、事業環境の転換期における持続的な成長を実現し、魅力あふれる企業集団になることを目標と定め、本計画の達成のためにグループ一丸となって取り組み、企業価値の向上に努めて参る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社8社、関連会社2社およびその他の関係会社1社で構成され、建設事業を主な事業の内容としており、事業部門別の内容は下記のとおりであります。

① 土木事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般土木工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、コンサルティング業務、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工事中機器の賃貸等

② 建築事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般建築工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、コンサルティング業務、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工事中機器の賃貸等

③ 製造事業

プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売

④ その他兼業事業

不動産の売買、賃貸および仲介、損害保険代理業等

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社： 東京都中央区晴海二丁目5番24号

支店： 東京土木支店（東京都中央区） 東北支店（宮城県仙台市）

東京建築支店（東京都中央区） 大阪支店（大阪府大阪市）

名古屋支店（愛知県名古屋市） 広島支店（広島県広島市）

九州支店（福岡県福岡市） 札幌支店（北海道札幌市）

工場： 七尾工場（石川県七尾市） 久留米工場（福岡県久留米市）

② 子会社

株式会社ニューテック康和（東京都北区）

株式会社ピーエスケー（東京都中央区）

ピー・エス・コンクリート株式会社（東京都千代田区）

菱建商事株式会社（東京都北区）

菱建基礎株式会社（東京都豊島区）

株式会社亀田組（大阪府大阪市）

株式会社コンポニンド・ベトンジャヤ（インドネシアジャカルタ）

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 区 分 | 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------------|---------|--------------------------|
| 土 木 事 業 | 934名 | 12名減 |
| 建 築 事 業 | 397 | 2名減 |
| 製 造 事 業 | 169 | 6名減 |
| そ の 他 兼 業 事 業 | 39 | 一名 |
| 全 社 (共 有) | 145 | 3名増 |
| 合 計 | 1,684 | 17名減 |

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 「全社(共有)」として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 1,105名 | 5名減 | 44歳3ヶ月 | 19年3ヶ月 |

(注) 使用人の状況には、出向派遣者19名ならびに顧問は含んでおりません。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 4,774百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 2,240 |

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 110,000,000株
②発行済株式の総数 47,486,029株
③株主数 12,844名
④大株主の状況（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|-------------|--------|
| 三菱マテリアル株式会社 | 15,860,354株 | 33.46% |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 | 4,491,300 | 9.47 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 3,158,000 | 6.66 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 3,091,200 | 6.52 |
| 住友電気工業株式会社 | 1,834,800 | 3.87 |
| 岡山県 | 839,740 | 1.77 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75949口） | 665,840 | 1.40 |
| RE FUND 107-CLIENT AC | 505,252 | 1.06 |
| 三菱地所株式会社 | 496,000 | 1.04 |
| ピーエス三菱取引先持株会 | 461,460 | 0.97 |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（89,970株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 自己株式には、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の信託口である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口・75949口）が保有する当社株式（665,840株）は含まれておりません。
4. 2022年3月31日付で当社の筆頭株主であった三菱マテリアル株式会社は、UBE株式会社（旧宇部興産株式会社）とセメント事業等を統合することに伴い、三菱マテリアル株式会社が保有する当社株式の全部が、2022年4月1日付で統合会社であるUBE三菱セメント株式会社へ承継されております。

⑤当連結会計年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|---------------|---------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 96,863株 | 1名 |
| 社外取締役 | － | － |
| 監査役 | － | － |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(3)会社役員の場合⑤取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであり、業績連動型株式報酬として、取締役および執行役員を退任した後に株式等を交付しております。なお、株式数には納税資金に充当することを目的として金銭換価された株式（29,063株）が含まれております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------------------|-----------|--|
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 森 拓 也 | 全般統理 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会副会長 |
| 代表取締役副社長 副社長執行役員 | 蔵 本 修 | 社長補佐・土木本部長・海外事業担当 兼 国内関係会社担当 |
| 代表取締役 専務執行役員 | 居 村 昇 | 建築本部長 |
| 取締役 常務執行役員 | 小 山 靖 志 | 管理本部長 |
| 取締役 常務執行役員 | 三 島 康 造 | 技術本部長・安全品質環境担当 |
| 取 締 役 | 佐 野 裕 一 | 住友電気工業株式会社 常務執行役員 特殊線事業本部長 |
| 取 締 役 | 中 野 幸 正 | 太平洋セメント株式会社 常務執行役員 セメント事業本部長 |
| 取 締 役 | 加 藤 秀 樹 | 三菱マテリアル株式会社 執行役員 セメント事業カンパニーバイスプレジデント |
| 取 締 役 | 保 坂 美 江 子 | PeA法律事務所 代表 株式会社オープンハウスグループ 社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 朝 倉 浩 | |
| 常 勤 監 査 役 | 水 嶋 一 樹 | |
| 常 勤 監 査 役 | 正 木 慎 一 | |

- (注) 1. 取締役佐野裕一、中野幸正、加藤秀樹および保坂美江子の各氏は、社外取締役であります。また、当社は、取締役佐野裕一、中野幸正および保坂美江子の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役朝倉浩および水嶋一樹の両氏は、社外監査役であります。また、当社は、監査役朝倉浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役朝倉浩氏は、金融機関出身者で財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役佐野裕一氏が常務執行役員を務める住友電気工業株式会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が同社の売上高に占める割合は0.1%未満であり、同氏の社

外取締役としての独立性は確保されております。

5. 当社は、取締役中野幸正氏が常務執行役員を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が太平洋セメント株式会社の連結売上高に占める割合は0.1%未満であり、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。
6. 当社は、取締役加藤秀樹氏が2022年3月31日まで執行役員を務めていた三菱マテリアル株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があります。
三菱マテリアル株式会社は、UBE株式会社（旧宇部興産株式会社）とセメント事業等を統合することに伴い、2022年4月1日付で統合会社であるUBE三菱セメント株式会社へセメント事業等を継承しており、取締役加藤秀樹氏は、2022年3月31日付で三菱マテリアル株式会社の執行役員を退任し、同年4月1日付でUBE三菱セメント株式会社の常務執行役員に就任しております。当社は、今後UBE三菱セメント株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係が生じる見込みです。
7. 当社は、取締役保坂美江子氏が代表を務めるPeA法律事務所および同氏が社外監査役を務める株式会社オープンハウスグループとの取引関係はないため、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

1) 就任

2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において、取締役に森拓也、蔵本修、居村昇、小山靖志、三島康造、佐野裕一、中野幸正の各氏が再選され、加藤秀樹および保坂美江子の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。また、監査役に水嶋一樹氏が再選され、就任いたしました。

2) 退任

2021年6月22日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、藤井敏道および岸和博の両氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|-------------|-----------|-------------------|
| 常 務 執 行 役 員 | 川 原 利 朗 | 経営企画担当・建築本部副本部長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 光 田 秀 幸 | 東京建築支店長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 森 島 修 | 東京土木支店長 |
| 執 行 役 員 | 藤 原 博 之 | 大阪支店長 |
| 執 行 役 員 | 寒 川 勝 彦 | 建築本部副本部長 兼 建築部長 |
| 執 行 役 員 | 宮 岡 良 幸 | 建築本部副本部長 兼 建築営業部長 |
| 執 行 役 員 | 柁 谷 孝 志 | 海外事業室長 |
| 執 行 役 員 | 田 原 道 和 | 名古屋支店長 |
| 執 行 役 員 | 櫻 林 美 津 雄 | 土木本部副本部長 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、監査役、執行役員および重要な使用人ならびに海外子会社の役員（当社から出向している役員に限る）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金および争訟費用を填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

1) 役員報酬等に関する方針

当社は、取締役および執行役員の報酬決定に関する手続の客観性および透明性を確保するため、独立社外取締役および独立社外監査役が過半数を占める報酬諮問委員会を設置しており、役員報酬等に関する方針、役員報酬規程および個別報酬額等について、同委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。また、取締役会は、役員報酬等に関する方針に基づき、役員報酬制度および役員報酬規程を策定し、同制度に基づき取締役の個別報酬額を決定していること、および報酬諮問委員会においてこれらのことが審議され、同委員会の答申を受けて取締役会で決定していることから、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等が役員報酬等に関する方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員報酬等に関する方針の概要は、次のとおりであります。

● 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬制度は、経営の基本方針と行動指針を遵守、実践するために、コーポレートガバナンス・コードの原則（プリンシプル）に沿って以下を基本方針としております。

- ・長期経営ビジョンの実現に向けた適正なインセンティブとして機能するものであること
- ・会社業績との連動性があり、中長期的な企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ・株主との価値観の共有につながるものであること
- ・優秀な人財の確保に資するものであること

●報酬水準、報酬構成および報酬構成比率の考え方

【報酬水準】

当社役員の報酬水準は、役員の役割と責任に応じ制度別に基本金額を定めております。なお、基本額の設定においては、外部専門機関の報酬調査データを用い、同規模企業・同業他社の報酬水準と比較を行い、競争力のある報酬水準を維持しております。

【報酬構成】

役員報酬構成は取締役（社外取締役を除く）と社外取締役および監査役とで異なる構成とします。

| 地 位 | 固定報酬（基本報酬） | 業績連動報酬 | |
|---------------|------------|--------|-----------|
| | | 賞与 | 業績連動型株式報酬 |
| 取締役（社外取締役を除く） | ○ | ○ | ○ |
| 社外取締役および監査役 | ○ | — | — |

◆固定報酬（基本報酬）

固定報酬は、競争力のある報酬水準とし、役員の役割と責任に応じて、月例の固定報酬として金銭で支給します。

◆賞与

賞与は、各事業年度の業績目標を着実に達成するためのインセンティブと位置付け、各事業年度の業績達成状況に応じて、毎年一定の時期に金銭で支給します。支給額は、標準的な業績達成度の場合の金額を100%とした場合、0～200%の範囲で変動します。

◆業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブと位置付け、中期経営計画の達成度に応じた数の株式を、退任後に交付します。交付時期を退任時とすることで中期経営計画期間中のみならず、更に長期的な企業価値向上の貢献意欲を高めることを企図しております。交付株式数は、標準的な業績達成度の場合の株式数を100%とした場合、0～125%の範囲で変動します。

【報酬構成比率】

報酬構成の比率については、役員報酬の基本方針および同規模企業・同業他社の報酬水準を踏まえ決定することとしており、以下の比率としております。

| 報酬構成 | | 位置付け | 支給方法 | 取締役（社外取締役を除く） | 社外取締役および監査役 |
|------------|-----------|-------------------------------------|------------|---------------|-------------|
| 固定報酬（基本報酬） | | 役割と責任に応じた職務遂行を促すための報酬 | 毎月金銭支給 | 約70% | 100% |
| 業績連動報酬 | 賞与 | 各事業年度の業績目標を着実に達成するための年次インセンティブ | 年1回金銭支給 | 約13% | — |
| | 業績連動型株式報酬 | 中長期的な業績目標の達成・企業価値を向上するための中長期インセンティブ | 退任後に株式等を交付 | 約17% | — |
| 合計 | | | | 100% | 100% |

(注) 業績連動報酬が標準的な業績達成度であった場合の報酬構成比率を記載しております。

●報酬決定プロセス

固定報酬（基本報酬）は役職に応じ以下のとおり決定します。

- ・取締役については、あらかじめ取締役会においてその役割と責任に応じた基準金額を規程に定め、これに基づき、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会で決定します。
- ・監査役については、その役割と責任に応じた基準金額を基に、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、監査役同士の協議で決定します。

業績連動報酬（賞与・業績連動型株式報酬）は業績目標値と達成基準等を報酬諮問委員会で審議の上、あらかじめ取締役会において決議し、規程に明文化した上で運営します。

なお、2022年5月12日開催の取締役会において、上記方針の一部を改定しております。改定の概要は以下のとおりです。

【改定の概要】

経営の執行と監督の分離を強化するため、非業務執行取締役を業績連動報酬（賞与、業績連動型株式報酬）の対象外といたしました。

| 地 位 | 固定報酬（基本報酬） | 業績連動報酬 | |
|------------------------|------------|--------|-----------|
| | | 賞与 | 業績連動型株式報酬 |
| 取締役（社外取締役、非業務執行取締役を除く） | ○ | ○ | ○ |
| 社外取締役、非業務執行取締役および監査役 | ○ | — | — |

2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 報酬等の総額 （百万円） | 報酬等の種別の総額（百万円） | | | 対象となる 役員の員数 （人） |
|--------------------|-----------------|----------------|-----------|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 （基本報酬） | 賞 与 | 業績連動型 株式報酬 | |
| 取 締 役 （うち社外取締役） | 198 (21) | 142 (21) | 24 (-) | 31 (-) | 11 (5) |
| 監 査 役 （うち社外監査役） | 62 (44) | 62 (44) | 0 (-) | 0 (-) | 3 (2) |
| 合 計 （社外役員合計） | 260 (65) | 205 (65) | 24 (-) | 31 (-) | 14 (7) |

- (注) 1. 上記には、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月19日開催の第71回定時株主総会において年額3億5,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役3名）です。また、別枠で、2019年6月19日開催の第71回定時株主総会において、取締役および執行役員（社外取締役を除く）を対象とした会社業績に連動した業績連動型株式報酬として、3事業年度を対象として合計3億5,000万円、1事業年度当たりが付与される付与ポイントとして210,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており、当該株主総会終結時点において本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員の員数は、9名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月19日開催の第71回定時株主総会において年額7,500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。
4. 上記賞与および業績連動型株式報酬は、当連結会計年度において費用計上した金額であります。

3)業績連動等に関する事項

当社は、業績連動報酬（賞与、業績連動型株式報酬）の指標として、中期経営計画の主要指標である連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を使用しております。各指標の選定理由・目的ならびに、当連結会計年度における目標値および実績値は以下のとおりです。

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 親会社株主に帰属する 当期純利益 |
|-------------|------------|-----------|---------------------|
| 指標の選定理由・目的 | 事業規模の維持・拡大 | 収益性の確保・向上 | 最終利益の向上 株主との利害共有 |
| 評価ウェイト | 30% | 35% | 35% |
| 当連結会計年度 目標値 | 118,000百万円 | 4,900百万円 | 3,400百万円 |
| 当連結会計年度 実績値 | 109,639百万円 | 6,618百万円 | 4,539百万円 |
| 目標達成度 | 93% | 135% | 134% |

⑥ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

2)当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 取締役会 出席状況 | 発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|-----------|--------------|--|
| 取 締 役 | 佐 野 裕 一 | 13回中13回 | 取締役会において、経営者としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、企業の持続的成長を図るため、指名および報酬が適切な内容となるよう、客観的な立場から審議いただいております。 |
| | 中 野 幸 正 | 13回中13回 | 取締役会において、上場会社の社外取締役および執行役員としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、企業の持続的成長を図るため、指名および報酬が適切な内容となるよう、客観的な立場から審議いただいております。 |
| | 加 藤 秀 樹 | 11回中11回 | 取締役会において、上場会社の執行役員としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、企業の持続的成長を図るため、指名および報酬が適切な内容となるよう、客観的な立場から審議いただいております。 |
| | 保 坂 美 江 子 | 11回中11回 | 取締役会において、弁護士としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、企業の持続的成長を図るため、指名および報酬が適切な内容となるよう、客観的な立場から審議いただいております。 |

(注) 取締役加藤秀樹および保坂美江子の両氏は、2021年6月22日開催の第73回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

| 地 位 | 氏 名 | 取締役会 出席状況 | 監査役会 出席状況 | 発言状況等 |
|-------|---------|--------------|--------------|---|
| 監 査 役 | 朝 倉 浩 | 13回中13回 | 14回中14回 | 取締役会および監査役会において、金融機関出身者としての専門的な見地からの発言を行っております。また、報酬諮問委員会の委員として、企業の持続的成長を図るため、取締役等の報酬が適切な内容となるよう、客観的な立場から審議いただいております。 |
| | 水 嶋 一 樹 | 13回中13回 | 14回中14回 | 取締役会および監査役会において、上場企業の業務執行者としての経験と幅広い見識からの発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 65百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 65百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の金額について同意を行っております。
3. 当事業年度に係る当社と会計監査人との間の監査証明業務に基づく報酬には、2021年3月期英文財務諸表に関する1百万円を含んでおります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|--------|--------------|--------|
| (資産の部) | 93,100 | (負債の部) | 47,567 |
| 流動資産 | 70,746 | 流動負債 | 37,369 |
| 現金及び預金 | 9,947 | 支払手形・工事未払金等 | 17,457 |
| 受取手形 | 719 | 電子記録債務 | 6,455 |
| 電子記録債権 | 1,471 | 短期借入金 | 6,008 |
| 売掛金 | 1,175 | 未払法人税等 | 636 |
| 完成工事未収入金 | 18,503 | 契約負債 | 2,133 |
| 契約資産 | 32,683 | 賞与引当金 | 309 |
| 未成工事支出金 | 2,852 | 完成工事補償引当金 | 200 |
| その他棚卸資産 | 1,362 | 工事損失引当金 | 99 |
| 未収入金 | 1,738 | 預り金 | 1,529 |
| その他 | 472 | その他 | 2,541 |
| 貸倒引当金 | △180 | 固定負債 | 10,197 |
| 固定資産 | 22,354 | 長期借入金 | 4,000 |
| 有形固定資産 | 14,929 | 繰延税金負債 | 27 |
| 建物・構築物 | 3,942 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,255 |
| 機械・運搬具・工具器具備品 | 1,583 | 役員退職慰労引当金 | 84 |
| 土地 | 8,697 | 株式報酬引当金 | 271 |
| リース資産 | 582 | 退職給付に係る負債 | 3,410 |
| 建設仮勘定 | 123 | 資産除去債務 | 254 |
| 無形固定資産 | 119 | その他 | 894 |
| 投資その他の資産 | 7,305 | (純資産の部) | 45,533 |
| 投資有価証券 | 2,721 | 株主資本 | 42,938 |
| 破産更生債権等 | 1,170 | 資本金 | 4,218 |
| 繰延税金資産 | 1,531 | 資本剰余金 | 8,110 |
| 退職給付に係る資産 | 2,052 | 利益剰余金 | 31,004 |
| その他 | 998 | 自己株式 | △395 |
| 貸倒引当金 | △1,169 | その他の包括利益累計額 | 2,594 |
| 資産合計 | 93,100 | その他有価証券評価差額金 | 1,020 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,917 |
| | | 為替換算調整勘定 | △288 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △55 |
| | | 非支配株主持分 | 0 |
| | | 負債・純資産合計 | 93,100 |

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----|-------|-------|---------|
| 売上 | 高価 | | 109,639 |
| 販売 | 利益 | | 93,873 |
| 販売費 | 一般管理費 | | 15,766 |
| 営業 | 業外収益 | | 9,148 |
| 受取 | 利息 | | 6,618 |
| 受取 | 配当 | 107 | |
| 受取 | 投資 | 22 | |
| 受取 | 売却 | 16 | |
| 受取 | 売却 | 37 | |
| 受取 | 売却 | 11 | |
| 受取 | 売却 | 24 | |
| 受取 | 売却 | 37 | |
| 営業 | 費用 | | 258 |
| 支払 | 利息 | 106 | |
| 支払 | 手数料 | 40 | |
| 支払 | 手数料 | 39 | |
| 支払 | 手数料 | 42 | |
| 経常 | 利益 | | 228 |
| 特別 | 利益 | | 6,647 |
| 固定 | 売却 | 44 | |
| 投資 | 売却 | 5 | |
| 有価 | 売却 | 50 | |
| 証券 | 売却 | 0 | |
| の | 売却 | | 101 |
| 特別 | 損失 | | |
| 固定 | 売却 | 89 | |
| 投資 | 売却 | 3 | |
| 有価 | 売却 | 14 | |
| 証券 | 売却 | 0 | |
| の | 売却 | | 108 |
| 税金 | 調整 | | 6,640 |
| 法人 | 調整 | 1,912 | |
| 税 | 調整 | 187 | |
| 当 | 調整 | | 2,100 |
| 期 | 調整 | | 4,539 |
| 非 | 調整 | | 4,539 |
| 親 | 調整 | | △0 |
| 会社 | 調整 | | 4,539 |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|--------|--------------|--------|
| (資産の部) | 82,695 | (負債の部) | 42,503 |
| 流動資産 | 62,714 | 流動負債 | 33,388 |
| 現金及び預金 | 4,699 | 支払手形 | 1,735 |
| 受取手形 | 240 | 電子記録債権 | 6,455 |
| 電子記録債権 | 1,164 | 工事未払金 | 12,698 |
| 完成工事未収入金 | 17,423 | 短期借入金 | 6,000 |
| 契約資産 | 32,565 | 未払金 | 1,033 |
| 未成工事支出金 | 3,711 | 未払費用 | 262 |
| 仕掛品 | 192 | 未払法人税等 | 478 |
| 材料貯蔵品 | 22 | 契約負債 | 2,014 |
| 前払費用 | 150 | 預り金 | 1,340 |
| 未収入金 | 1,751 | 賞与引当金 | 239 |
| 未収収益 | 0 | 完成工事補償引当金 | 200 |
| 短期貸付金 | 700 | 工事損失引当金 | 58 |
| その他の他 | 256 | その他 | 869 |
| 貸倒引当金 | △164 | 固定負債 | 9,115 |
| 固定資産 | 19,980 | 長期借入金 | 4,000 |
| 有形固定資産 | 12,690 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,255 |
| 建物・構築物 | 3,832 | 退職給付引当金 | 2,534 |
| 機械・運搬具 | 621 | 株式報酬引当金 | 271 |
| 工具器具・備品 | 205 | 資産除去債務 | 254 |
| 土地 | 7,351 | その他 | 799 |
| リース資産 | 572 | (純資産の部) | 40,191 |
| 建設仮勘定 | 108 | 株主資本 | 37,267 |
| 無形固定資産 | 26 | 資本金 | 4,218 |
| 投資その他の資産 | 7,262 | 資本剰余金 | 8,110 |
| 投資有価証券 | 2,268 | 資本準備金 | 8,110 |
| 関係会社株式・関係会社出資金 | 1,090 | その他資本剰余金 | 0 |
| 破産更生債権等 | 1,104 | 利益剰余金 | 25,333 |
| 繰延税金資産 | 1,144 | その他利益剰余金 | 25,333 |
| 前払年金費用 | 1,917 | 繰越利益剰余金 | 25,333 |
| その他の他 | 840 | 自己株式 | △395 |
| 貸倒引当金 | △1,103 | 評価・換算差額等 | 2,924 |
| 資産合計 | 82,695 | その他有価証券評価差額金 | 1,006 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,917 |
| | | 負債・純資産合計 | 82,695 |

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-------|--------|--------|
| 売上高 | 97,234 | 98,628 |
| 売上原価 | 1,394 | |
| 売上総利益 | 84,486 | 85,710 |
| 売上総利益 | 1,224 | |
| 営業利益 | 12,747 | 12,918 |
| 営業利益 | 170 | |
| 営業外収益 | | 7,277 |
| 営業外収益 | | |
| 営業外費用 | | 5,640 |
| 営業外費用 | | |
| 受取利息 | 412 | 549 |
| 受取利息 | 65 | |
| 受取利息 | 19 | |
| 受取利息 | 14 | |
| 受取利息 | 2 | |
| 受取利息 | 35 | |
| 受取利息 | 102 | |
| 受取利息 | 39 | |
| 受取利息 | 39 | |
| 受取利息 | 38 | |
| 受取利息 | | 218 |
| 受取利息 | | 5,971 |
| 受取利息 | 10 | 61 |
| 受取利息 | 0 | |
| 受取利息 | 50 | |
| 受取利息 | 0 | |
| 受取利息 | 109 | 128 |
| 受取利息 | 3 | |
| 受取利息 | 14 | |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 受取利息 | | 128 |
| 受取利息 | | 5,904 |
| 受取利息 | 1,542 | 1,775 |
| 受取利息 | 233 | |
| 受取利息 | | 4,128 |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社ピーエス三菱
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 尾 淳 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 植 田 健 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエス三菱及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社ピーエス三菱
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 尾 淳 一 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 植 田 健 嗣 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社ピーエス三菱 監査役会

| | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 (社外監査役) | 朝 | 倉 | | 浩 | Ⓜ |
| 常勤監査役 (社外監査役) | 水 | 嶋 | 一 | 樹 | Ⓜ |
| 常勤監査役 | 正 | 木 | 慎 | 一 | Ⓜ |

以上

メ モ

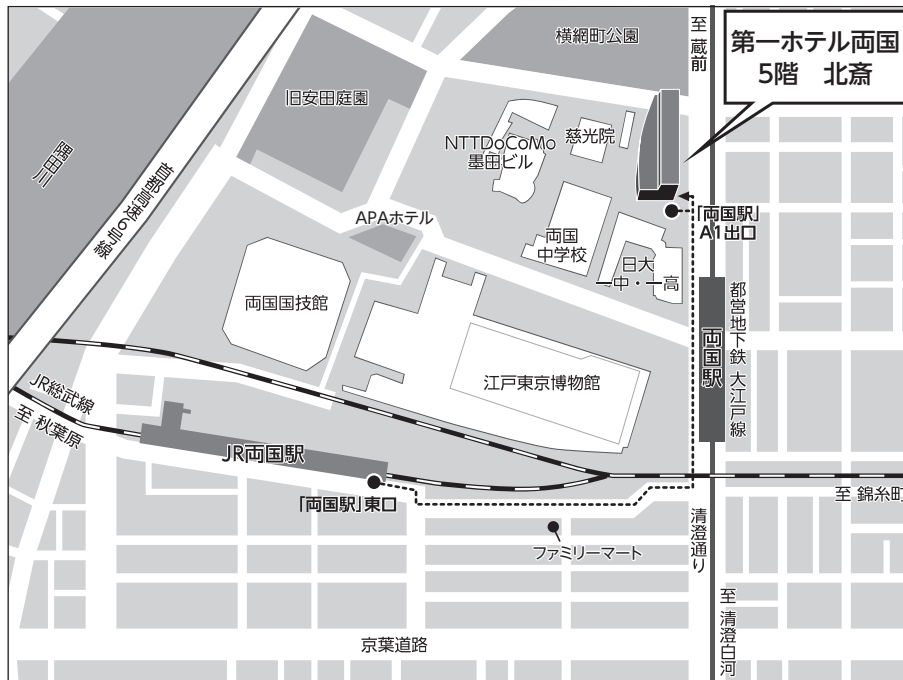
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

第一ホテル両国 5階 (北斎)

東京都墨田区横網一丁目6番1号 TEL.03-5611-5211



交通機関のご案内

- JR総武線「両国駅」東口 → 徒歩約7分 (……徒歩コース)
- 都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1出口 → 直上

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

UD
FONT